

<事務ガイドライン>

1-15 銀行等に対する保険募集の委託

1-15-1 銀行等に対する保険募集の委託・管理

- ① 銀行等に対して保険募集の委託を行うにあたり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、以下の措置が講じられているか。
 - イ 銀行等への委託に関して、以下の内容を含む方針を定め、これを踏まえて委託の内容を定めること。
 - a 銀行等への委託の考え方及び委託する銀行等の選定の考え方
 - b 委託する保険種目及び想定される販売量（その達成を委託の条件とするものではないことに留意すること。）
 - c 銀行等に対する販売支援（研修等）に関し保険会社が行う業務の内容
 - ロ 保険募集手数料について、保険会社の経営の健全性の確保及び銀行等による保険募集の公正の確保の見地からみて妥当な設定を行うこと。
- ② 銀行等に対する保険募集の委託を行っている保険会社は、自らの経営管理の一環として、その業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、以下の措置を講じているか。
 - イ 銀行等による保険募集の状況を的確に把握すること。
 - ロ 銀行等による保険募集が保険会社のリスク管理能力を超えて著しく増大した場合、又は特定の銀行等に対する保険募集の依存の水準が当初の委託方針に比して著しく高くなった場合には、その原因について検討し、必要に応じて適切な対応を行うための態勢を整備していること。

1-15-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い

- ① 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報（規則第211条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。）を保険募集に係る業務に利用する場合には、例えば以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。
 - イ 対面の場合
非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る

方法

ロ 郵便による場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って説明した書面を送付し、保険申込書の送付等保険募集の前に、同意した旨の返信を得る方法

ハ 電話による場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該利用について説明した書面を送付（電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。）し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

ニ インターネット等による場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

(注) 顧客の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業）は非公開金融情報又は非公開保険情報に含まれない。

- ② 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報（規則第211条第2項第1号ロに規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。）を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、例えば①イからニまでに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。

1-15-3 銀行等の保険募集指針

保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には、以下の事項が定められているか。

- イ 顧客に対し、募集を行う保険契約の引受保険会社の商号や名称を明示するとともに、保険契約を引き受けるのは保険会社であること、保険金等の支払いは保険会社が行うことその他の保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行うこと。
- ロ 複数の保険契約の中から顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うこと。
- ハ 銀行等が、法令に違反して保険募集につき顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に募集代理店としての販売責任があることを明示すること。
- ニ 銀行等における苦情・相談の受付先を明示するとともに、募集を行った保険契約に係る顧客からの苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。

ホ 上記イからニまでに掲げる顧客に対する保険募集時の説明や苦情・相談に係る顧客対応等について、顧客との面談内容等を記録するなど顧客対応等の適切な履行を管理する体制を整備するとともに、保険募集時の説明に係る記録等については、保険期間が終了するまで保存すること。

1-15-4 銀行等保険募集制限先の確認等

① 銀行等は、銀行等保険募集制限先等（規則第211条第3項第1号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第211条の2第3項第1号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第211条の3第3項第1号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第211条第1項第1号から第3号まで又は規則第211条の2第1項第1号から第5号までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改（保険金額その他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。）を除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。

イ 保険募集に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行った上で、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを顧客の申告により確認するための措置

ロ 募集を行った保険契約に係る契約申込書その他の書類を引受保険会社に送付する時までに、保険募集の過程で顧客から得た当該顧客の勤務先等の情報を当該銀行等の貸付先に関する情報と照合し、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当しないことを確認するための措置

ハ 上記の措置によって、顧客が銀行等保険募集制限先等に該当することが確認された場合に、当該保険契約に係る保険募集手数料その他の報酬について、所属保険会社から受領せず、又は事後的に返還するための態勢の整備

（注1）イ及びロの措置については、顧客に勤務先等の情報提供等を強制することのないよう留意すること。

なお、イ及びロの措置による確認によっても当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認できなかった場合は、特段の事情のない限り、該当しないものとみなす。

（注2）上記ロの銀行等の貸付先に関する情報との照合による確認については、貸付先

に関するデータベース（少なくとも年1回の更新が必要。既存のものが存在する場合はそれを活用することも可。）と照合する方法や、本部等で融資情報を一元管理して各支店からの照合依頼を受ける方法その他の銀行等の規模や特性を踏まえた方法によることもできる。

（注3）銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている法人等の役員又は常時使用する従業員を主たる構成員とする団体を設立させ、これに対し保険募集をする行為は、特段の事情のない限り、実質的に当該法人等に対する保険募集とみなされる。

② 銀行等は、保険会社から保険募集の委託を受けるに当たっては、当該銀行等のその他の業務（他の保険会社から受託した業務を含む。）の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう、例えば、当該保険会社の業務又は財務の健全性や募集代理店である銀行等に対する販売管理体制の整備状況、当該銀行等が募集を行うこととなる保険商品の内容に十分留意して当該業務の受託の可否を決定しているか。

1-15-5 規則第211条の2第3項第1号関係

規則第211条の2第3項第1号に規定する「保険の目的物の価値の増加その他これに類する事情」には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- イ 保険の目的物の価値の増加（建物の増改築による火災保険の保険金額の増額等）
- ロ 保険の目的物の入替（車両入替による自動車保険の保険金額の増額等）
- ハ 被保険範囲の拡大（年齢条件の変更による自動車保険の保障範囲の拡大等）
- ニ 団体契約の被保険者数の増加

1-15-6 規則第234条第1項第9号関係

顧客に資金需要があるにもかかわらず、保険募集を行うために意図的に貸付申込みをさせない場合については、「顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行って」いる場合とみなされる。